令和2年5月15日

南相馬市農業委員会 5月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年5月15日(金)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏		名		出欠	議席	氏		名		出欠
1	若	杉	裕	_	欠	1 1	佐	藤		洋	出
2	鎌	田	芳	彦	欠	1 2	遠	藤	秀	明	出
3	菅	野	信	彦	出	1 3	山	内	弘	巳	欠
4		欠	番			1 4	_	谷	純	市	出
5	梅	村	正	敏	出	1 5	半	谷	眞知	口子	出
6	펀	内	文	夫	出	1 6	早	Ш	孝	雄	出
7	発	田	栄	_	欠	1 7	佐	藤	良	_	欠
8	小谷津		弘	隆	出	1 8	岡	田	敏	文	出
9	塚	野	邦	好	欠	1 9	寺	澤	白	行	出
1 0	今	野	由	喜	欠						

2. 出席農地利用最適化推進委員 出席者 なし

3. 出席職員

 局長
 上野
 勝
 次長
 佐藤
 光
 主査
 山本
 将之

 副主査
 米本
 一樹
 主事
 平田
 幸子
 農政課副主査
 島
 健太朗

4.日程

日程第	1	議事録署名委員の指名について					
日程第	2	諸般の報告					
日程第	3	報告第19号	専決処分の報告について				
日程第	4	報告第20号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催				
			報告について				
日程第	5	報告第21号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催				
			報告について				
日程第	6	報告第22号	違反転用事案の報告について				
日程第	7	議案第55号	農用地利用集積計画の決定について				
日程第	8	議案第56号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について				
日程第	9	議案第57号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について				
日程第1	0	議案第58号	農地法第4条の規定による許可申請について(市許可分)				
日程第1	1	議案第59号	農地法第4条の規定による許可申請について(県許可分)				
日程第1	2	議案第60号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について				
			(市許可分)				
日程第1	3	議案第61号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について				
			(県許可分)				
日程第1	4	議案第62号	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について				
			(市許可分)				
日程第1	5	議案第63号	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について				
			(県許可分)				
日程第1	6	議案第64号	現況確認証明願について				

5.会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 それでは、ただいまより令和2年5月南相馬市農業委員会定例総会を開会いた します。

今回は、新型コロナウィルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号15番半谷眞知子委員、16番早川孝雄委員、18番岡田敏文 委員を指名いたします。
- 議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。4月定例総会以降、本日までの間、 特段の報告を要する案件はございませんでした。
- 議長次に、日程第3、報告第19号、専決処分の報告についてを議題といたします。 専決第6号について事務局からの報告を求めます。
- 事務局 報告第19号、専決第6号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、案件1件につき、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。
- 議長ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

- 議長ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。
- 議 長 次に、専決第7号について事務局からの報告を求めます。
- 事務局 報告第19号、専決第7号についてご説明いたします。議案書の4ページになります。農地法第3条所有権移転の許可内容の変更について、令和2年4月15日の定例総会において許可されたもので、売買による所有権移転から、贈与によ

る所有権移転への変更がございましたので専決いたしました。詳細につきまして は記載のとおりでございます。以上です。

議長ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第20号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転 調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の16番委員か らの報告を求めます。

16番委員 報告第20号について説明いたします。議案書の5ページになります。内容としては、去る4月21日午前10時30分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局3名により開催いたしました。協議内容についてでございますが、福島県農業振興公社から、田について10アール当たり24万円、畑について10アール当たり10万円の価格が提示され、受け手側はこの金額で合意し、売買代金は121万5,236円となりました。この件は、議案第55号議案書9ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第21号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転 調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の5番委員から の報告を求めます。

5番委員 報告第21号についてご説明をいたします。議案書の6ページをご覧ください。 内容といたしましては、4月21日午前11時15分より、南相馬市役所北庁舎 2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整 委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議の内容でございますが、福 島県農業振興公社側から10アール当たり40万円での価格提示がございました。受け手側もこの金額で合意し、売買代金は39万3,286円となりました。この件は議案書9ページの議案第55号農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほうよろしくお願いしたいと思います。

議長ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第22号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第22号についてご説明いたします。議案書の7ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番について、当該地については、長年耕作しておらず、農地という認識がなかったことから当該地近隣の自宅の老朽化に伴い、当該地に住宅を新築して令和元年10月に完成し現在居住しています。この度、固定資産税の調査の際に農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号2番について、当該地は、従来から堆肥置き場としてビニールシートを敷いて使用してきましたが、平成8年に前面の市道改良に伴い、土地の一部が買収され拡幅工事が行われた際に、工事業者に依頼して通路部分をアスファルト舗装、残り部分をコンクリート敷きに整備してしまい現在も使用しています。農業用施設として使用していたことから、転用許可は不要と思い込んでいましたが、今般、子への経営移譲の手続の中で、転用許可が必要であることが判明したものです。以上です。

議長ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第55号、農用地利用集積計画の決定についてを議題と いたします。事務局からの説明を求めます。 事務局 議案第55号についてご説明いたします。議案書の8ページから10ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第55号についてご説明いたします。今回、所有権移転が2件、利用権設定が11件となっております。内容については記載のとおりです。なお、所有権移転の対価及び利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長次に、日程第8、議案第56号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第56号についてご説明いたします。議案書の11ページになります。農地法第3条許可となった所有権移転の取消願出が1件ございます。取消をする理由ですが、農地を耕作する目的で許可を受けましたが、高齢に伴う体調不良及び体力低下、また農業後継者の不在により耕作を継続することが困難なことから、許可の取消をするものです。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第57号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案書の12ページから14ページ になります。詳細につきましては記載のとおりでございます。調査担当委員から は、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑等があれば発言を 願います。

(なしの声あり)

議長ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長次に、日程第10、議案第58号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第58号についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページ申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番及び2番について、農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。続きまして申請番号3番について、報告第22号整理番号1番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号5番について、農地改良のための一時転用であり転用期間は許可日から1年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番と2 番について、18番委員。

18番委員 議案第58号申請番号1番及び2番について、現地調査の報告をいたします。申請番号1番、2番の申請地は隣接しており、事業目的施工業者も同じでありますので、一括して調査を行いました。現地案内図は1ページです。去る5月11日午前11時より申請人の代理である施工業者立会のもと、現地調査を行いました。湿田の土地改良のために盛り土を行う一時転用であります。調査書の調査項目に基づき、施工業者からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結

果、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご 審議のほどお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号3番について、16番委員。

16番委員 議案第58号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。報告第22号整理番号1番の関連であります。現地案内図は2ページであります、所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る5月11日午前9時半より、申請人及び代理人行政書士立会のもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上であります。

議長 続きまして、申請番号4番及び5番について、8番委員。

8番委員 議案第58号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。去る5月12日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。続きまして、申請番号5番についての報告をいたします。現地案内図は4ページになります。去る5月11日午前10時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第59号についてご説明いたします。議案書の17ページ申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

第2種農地に植林をするための転用申請で、ヒノキ1,140本を植林する計画です。農地法の事務処理の手引きに植林の記載があり、一般的な植林計画としては10アール当たり300本から400本で、樹木の種類は杉、ヒノキ、クヌギ等となっております。今回は、3,808平方メートルの土地に、ヒノキを1,140本植林する計画であることから妥当と判断しております。以上です。

- 議 長 続きまして、現地調査委員からの報告ですが、今回、7番委員には出席を求めておりませんので、事務局からの報告を求めます。
- 事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第59号申請番号1番につきまして、所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は5ページです。去る5月14日午後4時より、行政書士立ち会いのもと現地調査を行い、また、申請人からも個別に聞き取りを行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

現地調査委員よりの報告となります。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

- 議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。
- 議 長 次に、日程第12、議案第60号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 議案第60号についてご説明いたします。議案書の18ページ、申請番号1番 について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりで す。補足を要する案件はございません。以上です。
- 議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、11番委員。
- 1 1 番委員 議案第60号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る5月11日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのも

と現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議長ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長次に、日程第13、議案第61号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第61号についてご説明いたします。議案書の19ページ申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第1種農地に宅地分譲地を造成するための転用申請です。既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張事業に該当します。既存の宅地面積が1,891.73平方メートルに対し、申請地の面積は663平方メートルで2分の1を超えていないことから妥当と判断しております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第61号申請番号1番についての調査報告をいたします。現地案内図は7ページです。土地の所在、地番、面積、申請人、申請事由は記載のとおりです。 去る5月11日午後4時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地は第1種農地でありますが、既存施設に隣接した農地であり、かつ、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、転用行為が例外的に許可可能となる既存施設拡張事業に該当するものです。また、金融機関からの融資証明も添付されていることから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

- 議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。
- 議長次に、日程第14、議案第62号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 議案第62号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、仮設事務所、仮設トイレ、防災林柵置場、資材置場、駐車場としての一時転用であり、転用期間は許可日から12カ月間となっております。続きまして、申請番号2番については、法面修繕工事に伴う吹付プラント、重機通路としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和2年7月末までとなっております。続きまして、申請番号3番については、一般住宅で事業面積が500平方メートルを超えておりますが、進入路の面積を除くと有効利用面積が500平方メートル未満となることから妥当と判断しております。続きまして、申請番号5番については、第3種農地のうち、用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして、申請番号6番については、報告第22号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。
- 議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、3番委員。
- 3番委員 議案第62号申請番号1番につきまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページになります。土地の所在、地番、面積、申請人、申請事由は記載のとおりです。去る5月12日午後1時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 続きまして、申請番号2番について、5番委員。
- 5番委員 申請番号2番につきましての現地調査結果についてご報告をいたします。現地 案内図は9ページになります。調査は、5月13日午前9時頃から申請人の代理 人であります行政書士立ち会いのもと、調査書に基づき、調査項目の内容を代理 人行政書士から聞き取りをしながら、現地を確認いたしましたところ、立地基準、

一般基準とも満たしていると判断いたしました。以上報告いたします。

議長 続きまして、申請番号3番について8番委員。

8番委員 それでは、議案第62号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。 現地案内図は10ページになります。去る5月12日午前10時半頃より、代理 人行政書士立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。調査書の調査事項に 基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、 立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよ ろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号4番について、11番委員。

1 1 番委員 それでは、議案第62号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。 現地案内図は11ページです。去る5月11日午前11時より、代理人行政書士 立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行 政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般 基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いい たします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号5番について現地調査委員の17番委員、及び申請番号 6番について現地調査委員の9番委員には、出席を求めていないため、事務局か らの報告を求めます。

事務局 議案第62号申請番号5番及び6番について、現地調査委員からの報告を事務 局より読み上げさせていただきます。

議案第62号申請番号5番の現地調査を行いましたのでご報告いたします。現地案内図は12ページになります。5月12日午前11時より、被設定人である設置者と設置業者立ち会いのもと調査を行いました。土地の所在、面積、申請事由については記載のとおりです。被設定人と現場を踏査し、聞き取り調査をいたしました。周囲には人家もあることから、隣接地権者や周辺の世帯からの同意を得ているかと確認したところ、全戸及び隣接地権者を訪問して事業内容を説明して同意を得ているとの回答でした。また、設置後の日照等の被害問題等が生じないよう設置設計をするように指導を行いました。パネル設置枚数は360枚の計画であります。申請書に添付されている内容を確認したところ、系統連携に係る契約を3月12日、売電開始希望日を9月25日としてあります。また、農地転用に伴う措置等についての協議も整い、土地改良区からは差し支えないと意見書

も添付されております。その他、自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。各委員の慎重審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第62号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第22号整理番号2番関連です。現地案内図は13ページです。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午前10時から現地において、代理人行政書士及び被設定人から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いいたします。

- 議長ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
- 議 長 次に、日程第15号、議案第63号、農地法第5条の規定による貸借権設定の 許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 議案第63号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番から3番すべてについて、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。
- 議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、3番委員。
- 3番委員 議案63号申請番号1番につきまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページになります。土地の所在、地番、面積、申請人、申請事由は記載のとおりです。去る5月14日午前11時より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号2番について、6番委員。

6番委員 議案第63号申請番号2番について、現地調査結果を報告いたします。現地案 内図は15ページです。申請事由等は記載のとおりです。去る5月13日午後1 時30分頃、被設定人立ち会いのもと調査書に基づき聞き取り、現地の状況等を 調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆 様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号3番について、12番委員。

12番委員 議案第63号申請番号3番についての現地調査の報告をいたします。案内図は 16ページです。去る5月12日午後1時より、設定人及び設置業者立ち会いの もと、現地の調査を行いました。調査項目に基づき、設定人及び設置業者からの 聞き取り、また現地の調査を行いました結果、立地基準、一般基準ともに満たし ていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長次に、日程第16、議案第64号、現況確認証明願についてを議題といたします。なお、この議案は議事参与の制限に該当する事案ですので、農業委員会法第 31条の規定により、8番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議長再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第64号申請番号1番についてご説明いたします。議案書の23ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、現況地目を登記地目に合わせるための証明願いです。申請のあった3筆すべてについて、登記地目通り、非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

- 議 長 今回の現地調査委員を代表しまして、15番委員から、申請番号1番の報告を お願いします。
- 15番委員 議案第64号申請番号1番について、去る5月7日午後1時40分頃より、3名の調査担当委員並びに事務局職員2名、申請人立ち会いのもと、現況確認調査を行いましたので報告いたします。現地案内図は17ページです。調査の結果、申請地はいずれも土地造成時に共有地分筆されたものであり、登記地目は原野となっています。現況地目は課税上農地として取り扱われてきた土地であります。今回、現況の地目の判定を求められたものであります。まず、191番1は、農地を保全するためのコンクリート側溝がほとんどです。206番2は、山林の法面となっております。212番1は、耕作道路傾斜地でした。調査の結果、非農地であると判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。8番委員の 復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。以上で本日予定いたしました報告4件並びに議案10件、合わせて14件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の5月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後2時15分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年5月15日

議事録署名人(15番・ハンガイ マチコ)

議事録署名人(16番・ハヤカワ・タカオ)

議事録署名人(18番・オカダ・トシフミ)